



共同実施だよ!



第 9 2 号
令和 2 年 1 月 日発行
山武市学校事務共同実施
山武市教育委員会

新しい年を迎え、いよいよ3学期が始まりました。今年もみなさんにとって読みやすく、わかりやすい紙面づくりを心掛けていきますのでよろしくお願いいたします。

さて、年末調整の際はお忙しい中、関係書類の提出ありがとうございました。今回は「源泉徴収票の見方」及び年末の「給与改定について」紹介します。

源泉徴収票の見方

令和 元 年 分		給与所得の源泉徴収票	
支払を受ける者 住所又は居所	山武市五木	受給者番号	65000-20000000
		個人番号	
		役職名	(フリガナ) サンム タロウ
	山武太郎		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
給料・賞与	① 4,356,300	② 2,944,800	③ 2,235,196
			④ 36,100
控除対象配偶者の有無	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数	16歳未満扶養親族の数
有	380,000	特定 老人 その他	2
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
⑤ 595,196	120,000	0	
(摘要)			
生命保険料の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額
		80,000	80,000
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)
控除対象配偶者	(フリガナ) サンム ハナコ	配偶者の合計所得	145,345
	氏名 山武花子	国民年金保険料等の金額	
控除対象	(フリガナ) サンム イチロウ		
	氏名 山武一郎		
控除対象	(フリガナ) サンム ジロウ		
	氏名 山武次郎		
未成年者	⑥	中途就・退職	受給者生年月日
		就職 退職 年月日	31 〇 63 12 26
支払者	住所(居所)又は所在地	千葉市中央区市場町1-1	
	氏名又は名称	千葉県教育委員会教育長(教育総務課長) (電話) 043-223-4024	
置番号	整理番号		

- ① 支払金額**
平成31年1月～令和元年12月までの給与等の総額
 - ② 給与所得控除後の金額**
①の金額に応じて算出(国税庁 給与所得控除後の給与等の金額表より)
 - ③ 所得控除の額の合計**
生命保険料控除額や社会保険料等の合計
被扶養者の控除額が加算される
 - ④ 源泉徴収税額**
令和元年中に支払った所得税額
 - ⑤ 社会保険料等の金額**
令和元年中に支払った社会保険料
健康保険料や年金保険料(共済掛金)等
 - ⑥ 控除に関するもの**
年末調整で申告した内容
- 配付された源泉徴収票は、確定申告・住宅貸付・奨学金の申込・保育園等の所得証明等に必要です。最低1年間は大切に保管してください**





給与改定について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が、令和元年12月議会において可決・成立し、給与改定が実施されたことにより、令和元年12月26日に改定差額が支給されました。

○給料表の引き上げ（平均+0.15%）

- ① 行政職給料表
 - ・大卒初任給を1,500 円、高卒初任給を1,900 円引上げ
 - ・若年層について月例給の引上げ
- ② 行政職以外の給料表
 - ・行政職給料表との均衡を考慮して引上げ



○期末・勤勉手当の引き上げ（+0.05 月分）

- ・年間の支給月数 4.45 月分→4.50 月分

<これからの予定>

一般職員			6 月期	12 月期	年間
	1 年度	期末手当支給率 勤勉手当成績率	1.3 月（支給済み） 0.925 月（支給済み）	1.3 月（改定なし） 0.975 月 （現行 0.925 月）	2.6 月 1.9 月
2 年度 以降	期末手当支給率 勤勉手当成績率	1.30 月 0.95 月	1.30 月 0.95 月	2.6 月 1.9 月	

○住居手当の改定

- ・手当の支給対象となる家賃額の下限を 4,000 円引上げ 12,000 円→16,000 円
- ・手当額の上限を 1,000 円引上げ 27,000 円→28,000 円
- *家賃が 23,000 円以下は、手当が減額。ただし、令和 3 年 3 月 31 日までの間は減額が 2,000 円となるよう経過措置あり。

○改定の実施時期

- ・給料表：平成31年4月1日
- ・期末・勤勉手当：令和元年12月1日
- ・住居手当：令和2年4月1日



確定申告について

年末調整で申告できなかった以下のものは、確定申告を提出すると還付される場合があります！

- ① ふるさと納税を行った方
- ② 医療費の支払いが10万円以上となる方
- ③ 住宅ローンを組んだ方（最初の1年目のみ）

その他にも還付される場合がありますので

詳しくは国税庁のホームページをご覧ください☺